

令和7・8年度 一般競争（指名競争）入札参加
資格審査申請（物品製造等）電子申請要項

潮 来 市

提出一覧表【電子申請】

	提出書類	様式記入要領等						
1	<ul style="list-style-type: none"> ・登録希望業種（物品・役務） ・経営状況 ・営業所一覧表 ・受注実績表 	電子申請用様式をダウンロードし、必要事項を記入した上で、それぞれの該当箇所に Excel または PDF ファイルで提出してください。						
2	許可証明書の写し	認可許可を受けている場合のみ PDF ファイルで提出。						
3	ワーク・ライフ・バランス又は女性活躍の推進に関する活動状況の分かる書類の写し	<p>以下の客観的な証明書類（届出又は登録した実績の分かる書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 茨城県が実施する「働き方改革優良（推進）企業認定」の認定状況 ② 茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録状況 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出状況 <p>※ 実績のある場合のみ PDF ファイルで提出。</p>						
4	登記簿謄本又は身分証明書（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人：登記簿謄本（PDF ファイル） ② 個人：身分証明書（PDF ファイル） <p>※ 直近3ヶ月以内のものとする。</p>						
5	納税証明又は未納のない証明（写し可）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">① 国 税</td> <td>法人税、消費税及び地方消費税 所得税、消費税及び地方消費税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 地 方 税 (茨城県税)</td> <td>法人県民税、法人事業税 県民税、事業税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 市 税 (潮来市税)</td> <td>法人市民税・固定資産税・軽自動車税 市県民税</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記①～③のうち納税義務がある証明書を PDF ファイルで提出。</p> <p>※ 直近3ヶ月以内のものとする。</p>	① 国 税	法人税、消費税及び地方消費税 所得税、消費税及び地方消費税	② 地 方 税 (茨城県税)	法人県民税、法人事業税 県民税、事業税	③ 市 税 (潮来市税)	法人市民税・固定資産税・軽自動車税 市県民税
① 国 税	法人税、消費税及び地方消費税 所得税、消費税及び地方消費税							
② 地 方 税 (茨城県税)	法人県民税、法人事業税 県民税、事業税							
③ 市 税 (潮来市税)	法人市民税・固定資産税・軽自動車税 市県民税							
6	財務諸表 ※ 直前2年間の実績	貸借対照表、損益計算書及び利益金処分に関する書類を PDF ファイルで提出。						
7	委任状 (A4の用紙で任意で可)	<p>代理人を定め、入札及び契約等の行為を委任する場合のみ PDF ファイルで提出。</p> <p>※ 押印した書類をデータファイル（スキャン等）で取り込み、PDF ファイルで提出すること</p>						
8	使用印鑑届	<p>印鑑届はA4の任意の用紙で可</p> <p>※ 押印した書類をデータファイル（スキャン等）で取り込み、PDF ファイルで提出すること</p>						
9	印鑑証明書	<p>印鑑証明書（写し可、PDF ファイル）</p> <p>※ 直近3ヶ月以内のものとする。</p>						

※1. 留意事項 **委任状及び使用印鑑届**については、**記入・押印したものをデータ(PDF)**で取り込み、添付してください。

※ 入札及び契約等の行為を委任する場合のみ、委任先に関する項目及び委任状を提出してください。

また、次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けられません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 2 項（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされ、当該期間を経過していない方
- ② 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた方
- ③ 入札参加資格審査に係る申請書等において、虚偽の記載をした方
- ④ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうちで定めるもの、若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ⑤ 納付すべき税（国税・県税・市税）を滞納している方

※2. お問い合わせ先

潮来市役所 総務部財政課 管財グループ

電話 0299-63-1111（内線 222）

FAX 0299-80-1100

E-mail keiyaku@city.itako.lg.jp